六四六番一　十一号
六六六番　十二号
六六九番地先道路敷　十三号
六六九番　十四号
六七三番　十五号
六七四番　十六号
五二九番地先道路敷　十七号
五五〇番　十八号
五四八番　十九号
五三九番　二十号
五二六番二地先道路敷　二十一号
六七七番一　二十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十三号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）
香川県坂出市神谷町
字東山　八〇九番五四　一号
八〇九番三三　二号
八〇九番三二　三号
字南山　八〇八番六三　四号
八〇八番一　五号
八〇八番六二　六号
八〇八番二地先道路敷　七号

## ○東北地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十一月一日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 |
|---|---|---|
| 山形県東田川郡庄内町清川字腹巻野国有林四〇林班い小班地内 | 前 | 一三・三〇～一四八・八〇メートル |
| | 後 | 一七・一〇～一五九・三〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

## ○国土交通省告示第千二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月一日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
神奈川県足柄上郡山北町山北
字田ノ沢
二三六四番一　一号から十号まで
二三六四番一地先水路　十一号
字大久保
二四四三番　十二号から十五号まで
二四四四番　十六号から二十八号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尻久保川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十七年建設省告示第二千三百四十一号で指定した尻久保川の土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
神奈川県相模原市緑区根小屋字東寺沢
二六八六番　一号
二六九二番一　二号及び三号
二六八七番イ　四号

## ○東北地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十一月一日　東北地方整備局長　青山　俊行

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 七号 | にかほ市平沢字前田無番から同市両前寺字家ノ浦三二番一まで | 東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所 |

## ○関東地方整備局告示第三百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月一日　関東地方整備局長　菊川　滋
別表の指定番号十五の項指定の区分欄中「省令第十五条第一号から第六号及び第九号から第十四号に掲げる区分」を「省令第十五条各号に掲げる区分」に、業務区域欄中「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中
「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」を
「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」に、
指定をした日欄中「平成十八年七月二十七日」を「平成二十二年十月十三日」に改める。

## ○北陸地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十一月一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 |
|---|---|---|
| 富山県下新川郡朝日町横尾字石堂山二〇九〇番一から同町横尾字八枚田一二四九番一まで | 前 | 一一・六〇～三一・三〇メートル |
| | 後 | 一五・〇〇～三四・三〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

## ○中国地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十一月一日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号